

各位

令和6年5月8日、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

化学物質の濃度基準告示及び技術上の指針の一部改正について

(周知依頼文より抜粋)

関係団体各位

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課です。

標記の件につきまして、本日付けで、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」(令和6年厚生労働省告示第196号)が告示され、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件(技術上の指針公示第26号)が公示されましたので、傘下の会員事業場等に周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【令和6年厚生労働省告示第196号】

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252599.pdf>

【技術上の指針改正について】

改正後の指針

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252600.pdf>

新旧対照表

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252601.pdf>

【濃度基準告示改正に係る施行通達】

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252602.pdf>

【技術上の指針改正に係る施行通達】

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252603.pdf>

【対象物質の一覧】

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252610.xlsx>

上記通達を含め、化学物質関係の関連通達は以下のURLで掲載しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

